



31年3月5日	受監第	委員	監査委員	事務局長	合議	書記
	15号					

受総第1591号

平成31年3月5日

琴浦町監査委員 山根弘和様

同 桑本始様

琴浦町長 小松弘明



定期監査及び随時監査報告書における結果及び意見について(回答)

平成31年2月4日付発監第34号「定期監査及び随時監査報告書」において
意見のありました事項につきまして、別紙のとおり対応を検討しています。

なお、対応方針の中で御確認されたい点等ありましたら、御連絡いただきます
ようお願いいたします。

定期監査及び随時監査報告書に対する回答

注意事項・指示事項	担当部署	回答 (対応方針)
災害時の連携協定等	総務課	すみやかな災害復旧に当たり、測量設計業務を行う技術系職員を充足させることは、重要であると認識しています。 災害の規模によっては、同一県内の技術者では不足することも想定されます。したがって、県内・外を問わず、人員の確保を含めた連携協定の締結を行っていきたいと考えます。 このほか、昨年の災害復旧対応に係る反省を踏まえ、技術力及び災害対応力の強化を目的に建設課と上下水道課を統合する機構改革を予定しています。
宿泊料及び航空賃	総務課	御指摘を受け、平成29年度及び平成30年度に支給した旅費を点検したところ、平成30年度に基準を上回る支払いが1件確認されたため、超過部分の返還手続を行っています。 これは、研修を主催する団体が研修に係る負担金と宿泊をセットで提供されていたため、条例の基準を上回る支払いとなっていました。 近年、このように研修を主催する団体が宿泊もセットで提供する事例が増えています。また、地域によっては条例で定める宿泊料では宿泊困難な地域も存在します。 こうした現状を踏まえ、地域によって宿泊料を変更する等条例改正を検討するとともに、今後も割引運賃等を活用し、コスト削減を図ります。